**資料１の別紙**

**＜データの保護及び活用の問題＞**

**「データ取引契約に関する経産省ガイドライン」 参考資料**

**【参考①：競争法上の問題】**

「優越的地位」（独占禁止法2条9項5号）

取引先への依存度、取引先の市場における地位、取引先の変更可能性（他の事業者との取引開始や取引拡大の可能性、相手方との関係で既に行った投資等を考慮して判断）等を踏まえて、相手方と取引できないことが事業経営上大きな支障をきたすため、当事者が不利益を受け入れざるを得ないような地位

**「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法の指針」（抜粋）**

7　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い （\*下線は報告者による）

**(1)　考え方**

　情報成果物が取引の対象となる役務の委託取引にあっては、受託者が作成した成果物について、受託者に著作権が発生したり、受託者にとって特許権、意匠権等の権利の対象となることがある。また、受託者が当該成果物を作成する過程で、他に転用可能な成果物、技術等を取得することがあり、これが取引の対象となる成果物とは別の財産的価値を有する場合がある。

　このような役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡（許諾を含む。以下同じ。）させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること（二次利用）（注14）を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい（注15）。

　しかしながら、このような場合に、成果物等に係る権利の譲渡又は二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり（注16）、当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っていると認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない（注17）。

　ただし、このような場合であっても、成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合や成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合など、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となる（注18）。

**(2)　独占禁止法上問題となる場合**

　情報成果物が取引対象となる役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、当該成果物を作成した受託者に対し、次のような行為を行う場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる。

ア　情報成果物の権利の譲渡

(1)　受託者に権利が発生するにもかかわらず、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権、特許権等の権利を委託者に譲渡させる場合

(2)　受託者に権利が発生する場合において、二次利用による収益配分を条件として、著作権等の権利を委託者に譲渡したにもかかわらず、二次利用の管理を行う委託者が受託者からの二次利用の要請・提案に対して、合理的な理由がないのに応じない場合

イ　情報成果物の二次利用の制限等

(1)　受託者に権利が発生し、委託者には権利が発生しないにもかかわらず、委託者が、自らに又は自らにも権利が発生すると主張しこれを前提として、受託者との間で、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合

(2)　受託者に権利が発生する場合において、委託者が、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、受託者に対し、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合

(3)　受託者に権利が発生する場合において、受託者が、委託者が提示する成果物作成の対価に加えて、当該成果物の二次利用による収益配分の条件も考慮して当該成果物の作成を受託したにもかかわらず、二次利用の管理を行なう委託者が受託者からの二次利用の要請・提案に対して、合理的な理由がないのに応じない場合

ウ　受託者が情報成果物を作成する過程で発生した取引対象外の成果物等の権利の譲渡及び二次利用の制限等

　受託者が取引対象である情報成果物を作成する過程で生じた当該成果物以外の成果物等について、受託者に権利が発生する場合において、委託者が上記ア及びイと同様の行為を行う場合

（注15） （1）「考え方」及び（2）「独占禁止法上問題となる場合」において示されている考え方は、情報成果物の作成に伴い、受託者に権利が発生・帰属していることを前提としたものである。

　しかし、受託者が情報成果物を作成するに当たっては、役務の委託取引に基づき受託者が自己の有する技術、人員等により作成する場合だけでなく、委託者から提供された技術、人員等をも使用して作成する場合がある。

　委託者が役務の委託取引を行うに当たり，受託者に自己の有する技術を提供した場合は，役務の委託取引と技術取引とが同時に行われたものとみることができる。このため，情報成果物に係る権利の取扱いについても委託者が提供した技術との関係を考慮して判断されることとなるが，知的財産のうち技術に関するものの利用に係る制限行為に関する独占禁止法上の考え方については，「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成十九年九月二十八日公正取引委員会）のとおりである。

　また、委託者が技術、人員等を提供するなどにより、情報成果物を受託者と共同で作成したとみることができる場合においては、当該成果物に係る権利の譲渡、二次利用及び労務、費用等の負担に係る取決め内容について、委託者と受託者の間で著しく均衡を失し、これによって受託者が不当に不利益を受けることとなるときには、優越的地位の濫用又は共同行為における差別的取扱い（一般指定第五項）として問題となる。

（注16）二次利用の制限に対する対価には、二次利用による収益配分の条件として定める場合を含む。

（注17）当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っていると認められるためには、取引の当事者双方が成果物等に係る権利の譲渡等が取引条件であることを認識し、委託者が成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が含まれることを明示した委託費用を提示するなど、取引条件を明確にした上で交渉する必要がある。

　また、違反行為を未然に防止するなどの観点からは、可能な場合には、委託者が委託費用を提示する際に権利の譲渡等に対する対価を明示していることが望ましい。

（注18）「対価が不当に低い場合」の判断に当たっては、本指針の「第2　3　著しく低い対価での取引の要請」に記載される考え方が適用される。

また、「事実上強制する場合」の具体例として、例えば、受託者が権利の譲渡を伴う契約を拒んでいるにもかかわらず、今後の取引を行わないことを示唆するなどして、事実上、権利の譲渡を余儀なくさせる場合が挙げられる。

**【参考②：競争法上の問題】**

不当な利用権限の取り決めにより競争法上の問題となる場合の例：

1. システム開発委託契約において、優越的な地位にあるメーカー（委託者）が中小企業のシステム開発事業者（受託者）に対して、今後の継続的発注等の可能性を暗示しながら、システム開発において創出された一切のデータ（アルゴリズム等を含む）に係る利用権限を受託者に専属的に認めるよう強制し、受託者側は取引継続を期待し、若しくは継続的取引の中止等をおそれて委託者の要求をのまざるを得ないといった事例
2. 金型製作供給契約において、優越的な地位にあるメーカー（委託者）が中小企業である金型メーカーに対して、金型製作において創出されたデータ（図面等データ等を含む）に係る利用権限を受託者に認めてデータを提供するよう強制し、受託者側は取引の力関係を背景にこれに応じざるを得なかった事例

**【参考③：合意形成プロセス適用例】**













**【参考④：データ利用権限契約モデル条項】**

 (定義)

第○条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義による。

一 「データ」とは、本取引に関連して創出し、取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

二 「甲利用データ」とは、甲が利用権限を有するものとして別紙●に定めるデータをいう。

三 「乙利用データ」とは、乙が利用権限を有するものとして別紙●に定めるデータをいう。

四 「甲乙利用データ」とは、甲乙が利用権限を有するものとして別紙●に定めるデータをいう。

（データの利用権限の配分）

第○条 甲乙は、次に定めるとおりデータの利用権限を有する。

一 甲利用データについては、甲

二 乙利用データについては、乙

三 甲乙利用データについては、甲及び乙

２ 前項の利用権限の内容は、別紙●ないし●においてデータ毎にそれぞれ定める。特段の定めがないときは、データを利用、開示、譲渡（利用許諾を含む）及び処分することのほか、データに係る一切の権限を含むものとする。

（免責）

第○条 甲乙は、第○条に定める利用権限によりデータを利用したことに起因して発生した責任及び損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。ただし、相手方の故意又は重大な過失により当該データに瑕疵があり、これによって損害が生じたときはこの限りでない。

（継続的創出に対する非保証）

第○条 甲乙は、それぞれ相手方に対し、相手方が利用権限を有するデータについて、当該データが必ず創出されることを保証するものではない。ただし、甲又は乙が、相手方に損害を与えることを目的として、故意にデータの創出、取得又は収集を行わず、又はそれらの行為を妨害したときはこの限りでない。

【特約】（事前同意）

第○条 甲乙は、第三者に対して、第○条（データの利用権限の配分）に定める自己の利用権限に係るデータを開示、譲渡(持分譲渡を含む)、利用許諾又は担保の目的とするときは、相手方の事前の書面による同意を得なければならない。

【特約】（分担金の支払い）

第○条 乙は、甲に対して、［データ保管費用］の分担金として甲乙が別途協議の上定める金員を支払う。

（関係者が複数の場合の処理）

第○条 甲乙は、一方当事者が利用権限を有するデータに第三者の知的財産権の対象となるデータが含まれる等、相手方の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかに甲乙が協議の上、協力して当該第三者の許諾を得ること又は当該データを除外する措置を講じること等により一方当事者が利用権限を行使できるよう努める。

（データの提供等）

第○条 甲乙は、相手方が利用権限を有するデータを自ら収集又は取得し、相手方よりその提供を求められたときは、相手方の指定する方法により、相手方又は相手方が指定した者に提供する。その提供方法について費用が発生するときは甲乙が別途協議して負担割合等を決定する。

（データの形式）

第○条 本契約に基づき利用権限を定めるデータについては、データの利活用が容易になるよう、必要に応じて甲乙で共通のデータ形式を定める。

（データの秘密管理）

第○条 甲乙は、相手方の書面による同意を得ない限り、相手方のみに利用権限があるデータ（以下「相手方データ」という。）について、第三者に対して開示し又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当するデータについてはこの限りでない。

一 本契約に違反することなく、既に公知であったもの

二 自己が正当に保有していたもの

三 自己の責によらず公知となったもの

四 正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく入手したもの

２ 甲乙は、相手方データの安全な管理に必要な措置を講じる。

（契約終了時のデータの取扱い）

第○条 本契約が終了したときは、別紙●ないし●において契約終了時におけるデータ破棄が明記されたものについて、別途甲乙で定める手続に従い、速やかに破棄する。

【参考】（契約期間中のデータの利用権限の取決め）

第○条 甲乙は、データの利用権限の取決めについて相手方の申入れがあったときは、当該申入れにおいて特定されたデータについて、協議により利用権限を定める。

２ 前項により当事者間で協議してデータの利用権限を定めるに当たっては、データ創出に対する寄与度、データの創出、取得又は保存等に関するコスト負担の程度その他一切の事情を総合的に考慮して定める。

(以上)

**【参考⑤：データ提供契約の参考雛形】**

○○○データの提供に関する契約書

○○○株式会社（以下「甲」という）及び○○○株式会社(以下「乙」という)とは、甲から乙への○○○データの提供に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第○条（定義）→ 検討項目：「データの内容」・「利用範囲」

本契約において用いる語句の定義は、以下のとおりとする。

(1) 「○○○データ」とは、甲が保有するデータで別紙に詳細を定めるものをいう。ただし、個人を識別できる情報は含まない。

(2) 「本目的」とは、[乙が、＿]＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ こと]をいう。

第○条（○○○データの提供）→ 検討項目：「データの提供方法」・「データの仕様」

甲は、本契約期間中、毎月○日までに乙に対し、以下の提供方法及びデータ形式により

○○○データを提供する。

(1) 提供方法

[記載例：電子メール添付 ]

(2) データ形式

[記載例：Excelファイル ]

第○条（○○○データの利用許諾）

1. 乙は、甲から提供を受けた○○○データを、本契約期間中、本目的の範囲でのみ利用することができる。→ 検討項目：「利用範囲」
2. 乙は、甲の書面による事前の承諾のない限り、○○○データを第三者に開示、提供、漏えいし、また本目的外に利用してはならない。→ 検討項目：「利用範囲」
3. 乙は、○○○データを秘密に保持するため、○○○データを他の情報と明確に区別して保管しなければならず、所管官庁のガイドラインに従うとともに、その他秘密保持のために合理的な措置を講じ、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとし、不正アクセス、不正利用などの防止に努めるものとする。　→ 検討項目：「データの管理」

第○条（保証）　 → 検討項目：「保証」

甲は、乙に対し、○○○データが第三者の知的財産権、その他一切の権利を侵害するものでないことを保証する。

第○条（対応責任)　 → 検討項目：データ提供者の義務「対応責任」/データ受領者の義務「対応責任」

1. 甲は、乙による○○○データの利用に関連して生じたクレームや請求について、甲の費用と責任で解決するものとする。また、当該クレームや請求への対応に関連して乙に費用が発生した場合又は賠償金等の支払いを行った場合、甲は当該費用及び賠償金等を負担するものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、乙は、乙による本契約に違反する態様での○○○データの利用に起因もしくは関連して生じたクレームや請求について、乙の費用と責任で解決するものとする。また、当該クレームや請求への対応に関連して甲に費用が発生した場合又は賠償金等の支払いを行った場合、乙は当該費用及び賠償金等を負担するものとする。

第○条（対応責任) 　→ 検討項目：データ提供者の義務「対応責任」/データ受領者の義務「対応責任」

1. 甲は、乙による○○○データの利用に関連して生じたクレームや請求について、甲の費用と責任で解決するものとする。また、当該クレームや請求への対応に関連して乙に費用が発生した場合又は賠償金等の支払いを行った場合、甲は当該費用及び賠償金等を負担するものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、乙は、乙による本契約に違反する態様での○○○データの利用に起因もしくは関連して生じたクレームや請求について、乙の費用と責任で解決するものとする。また、当該クレームや請求への対応に関連して甲に費用が発生した場合又は賠償金等の支払いを行った場合、乙は当該費用及び賠償金等を負担するものとする。

第○条（利用状況）　→ 検討項目：「データの管理」

1. 甲は、乙に対し、乙による○○○データの利用が本契約の条件に適合しているか否か検証するために必要な利用状況の報告を求めることができるものとする。
2. 甲は、合理的な基準により、前項に基づく報告が○○○データの利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合、○○営業日前に書面による事前通知をすることを条件に、1年に1回を限度として、乙の営業所において、乙による○○○データの利用状況の監査を実施することができるものとする。この場合、甲は、乙の情報セキュリティーに関する規程その他の乙が別途定める社内規程を遵守するものとする。
3. 前項による監査の結果、乙が本契約に違反して○○○データを利用していたことが発覚した場合、乙は甲に対し監査に要した費用及びデータ利用に係る追加の対価を支払うものとする。

第○条（管理状況）　→ 検討項目：「データの管理」「データの漏えい」

1. 甲は、○○○データの管理状況について、乙に対して何時でも書面による報告を求めることができる。この場合において、○○○データの漏えい等のおそれがあると甲が判断した場合、甲は、乙に対して○○○データの管理方法の是正を求めることができる。
2. 前項の報告又は是正の要求がなされた場合、乙は速やかにこれに応じなければならない。

第○条（損害軽減義務）→ 検討項目：「データの漏えい」

1. 乙は、○○○データの漏えい等を発見した場合、直ちに甲にその旨を通知しなければならない。
2. 乙の故意又は過失により、○○○データの漏えい等が生じた場合、乙は、甲の損害を最小限にとどめるために必要な措置を自己の費用と責任で講じなければならない。

第○条（○○○データの廃棄）　→ 検討項目：「データの利用期間」

乙は、甲から請求のあったときは、直ちに○○○データを廃棄又は消去しなければならない。

第○条（対価）　→ 検討項目：「支払条件」

1. 乙は、第○条に基づく○○○データ提供の対価として、甲に対し、[記載例：月額金 円（税別）]を支払うものとする。
2. 乙は、本契約期間中、前項に定める金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、[記載例：データ受領月の翌月 日]までに、甲指定の銀行口座へ振り込み支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第○条（残存条項）

本契約終了後も、第○条（対応責任）、本条、第○条（権利義務等の譲渡禁止）、第○条（秘密保持義務）、第○条（別途協議）、第○条（合意管轄）は有効に存続する。

第○条（権利義務等の譲渡禁止）

甲または乙は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第○条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、本契約を通じて知りえた、相手方が開示にあたり、書面・口頭・その他方法を問わず，秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という）を、本契約の有効期間中及び本契約終了後○年間厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に当たらないものとする。

(1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報

(2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報

(3) 開示の時点で公知の情報

(4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報

第○条（有効期間）　→ 検討項目：「データの利用期間」

本契約の有効期間は、20 年 月 日から20 年 月 日までとする。

前項の定めにかかわらず、期間満了の○ヶ月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の書面による通知がなされない限り本契約は自動的に○ヶ月間更新するものとし、以後も同様とする。

第○条（解除、期限の利益喪失等）　→ 検討項目：「契約解除、期限の利益喪失」

甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本契約の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、又は解除することができる。

* 1. 本契約に定める義務の全部又は一部に違反したとき
	2. 財産又は信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、又は租税公課を滞納し督促を受けたとき
	3. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、解散（又は法令に基づく解散も含む）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
	4. 手形もしくは小切手を不渡とし、その他支払不能又は支払停止となったとき
	5. 自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員であることが判明したとき

第○条（別途協議）

本契約に定めがない事項又は本契約に生じた疑義について、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

第○条（合意管轄）

本契約に関して甲乙間に生じる裁判上の紛争については、○○地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

(以上)